「申請者用」

様式‐１‐１（生物処理）

（集合住宅用）　〔分譲〕・〔賃貸〕

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

１. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。

２. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。

３. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存します。

４. 公共下水道への放流水質について、年１回以上の水質検査を行い、市長から水質

検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長

から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。

５. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。

６. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。

７. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。

８. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位

の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵

守事項承諾書」を提出させます。

９. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

１０. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の１月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

「申請者用」

様式‐１‐２（生物処理）

（戸建て住宅、業務用）

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

１. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。

２. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。

３. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存します。

４. 公共下水道への放流水質について、年１回以上の水質検査を行い、市長から水質

検査結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また市長

から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じます。

５. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善します。

６. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。

７. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。

８. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。

９. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

１０ 処理ができないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂

類等、食品以外のもの）を当該機器で処理しません。

１１. 堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の１月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡します。

「申請者用」

様式‐１‐３（機械処理）

（集合住宅用） 〔分譲〕・〔賃貸〕

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、　基準（案）に適合する評価　を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、別添の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

１. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。

２. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。

３. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存します。

４. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。

５. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。

６. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させます。

７. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

８.当該機器の定期点検を年１回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を

求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して

基準（案）に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

「申請者用」

様式‐１‐４（機械処理）

（戸建て住宅用）

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、　基準（案）に適合する評価　を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、別紙の維持管理計画書に基づき下記のとおり行うことを誓約します。

記

１. 自己の責任をもって、維持管理計画書のとおり適正な維持管理を行います。

２. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出します。

３. 当該機器の維持管理業務契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存します。

４. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめます。

５. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従います。

６. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、地位の承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させます。

７. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

８. 処理ができないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂

類等、食品以外のもの）を当該機器で処理しません。

９. 当該機器の定期点検を年１回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出します。また、排水処理装置からの排水が継続して基準（案）に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行います。

「メーカー用」

様式‐２ - １（生物処理）

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、基準（案）に適合する評価を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

１. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。

２. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。

３. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

「メーカー用」

様式‐２‐２（機械処理）

　　年　　月　　日

誓　　約　　書

（あて先）福岡市長

申請者　住所

氏名

排水設備新設にあたり、　基準（案）に適合する評価　を受けた

を　　　　区　　　　　丁目　　番　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置しますので、下記のことを誓約します。

記

１. 当該機器設置後の維持管理体制を把握します。

２. 維持管理について使用者等へ教示するとともに了解させます。

３. 市長が行う維持管理に関する指導に協力します。

４. 定期点検をもって基準（案）に適合する水質を維持するものとし、その結果を把握するとともに，市長から定期点検結果に関する資料の提出を求められた時は、速やかに提出させます。

５. 排水処理装置からの排水が継続して基準（案）に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うことを了解させます。

様式‐４（共通）

（表面）

（集合住宅の使用者用）

　　年　　月　　日

使用にあたっての遵守事項承諾書

（あて先）福岡市長

“「ディスポーザ排水処理システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区　　　　　　　丁目　　　番　　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置された、 基準（案）に適合する評価　を受けた

の使用にあたって、下記の遵守事項について承諾します。

記

使用者の遵守事項

１. 処理ができないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類

等、食品以外のもの）を当該機器で処理しないこと。

２. 処理できないごみを当該機器で処理したため、発生する損害について責を負うこと。

３. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。

４. 管理組合等が行う当該機器（共有部）の維持管理に協力すること。

５. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。

６. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

様式‐４（共通）

（裏面）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

様式‐５-１（生物処理タイプ）

（集合住宅用）

　　年　　月　　日

維持管理に関する地位継承確認書

（あて先）福岡市長

維持管理に関する　　　住所

地位を継承された者　　氏名

“「ディスポーザ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区　　　　　　　丁目　　　番　　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置された、基準（案）に適合する評価　を受けた

の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

１. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。

２. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を

締結すること。

３ 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。

４. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存すること。

５. 公共下水道への放流水質について、年１回以上の水質検査を行い，市長から水質

検査結果に関する資料の提出を求められた時は，速やかに提出すること。また市長から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。

６. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。

７ 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。

８. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。

９. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」又は「使用に

あたっての遵守事項承諾書」を提出させること。

１０. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

１１.堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の１月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。

※　維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

様式‐５‐２（生物処理タイプ）

（戸建て住宅、業務用）

　　年　　月　　日

維持管理に関する地位継承確認書

（あて先）福岡市長

維持管理に関する　　　住所

地位を継承受けた者　　氏名

“「ディスポーザ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区　　　　　　　丁目　　　番　　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置された、　基準（案）に適合する評価　を受けた

の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

１. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。

２. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を

締結すること。

３ .維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。

４ .当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存すること。

５. 公共下水道への放流水質について、年１回以上の水質検査を行い，市長から水質

検査結果に関する資料の提出を求められた時は，速やかに提出すること。また市長

から放流水質の測定を求められた時は、速やかに応じること。

６. 公共下水道への放流水質が性能評定値に適合しない時は、速やかに改善すること。

７. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。

８. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。

９. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」を提出させること。

１０. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

１１. 処理できないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの）を当該機器等で処理しないこと。

１２.堆積汚泥を引き抜き、処分する場合は、引き抜き予定日の１月前までに、市環境局または福岡市が許可している浄化槽清掃業者に連絡すること。

様式‐５‐３（機械処理タイプ）

（集合住宅、戸建て住宅用）

　　年　　月　　日

維持管理に関する地位継承確認書

（あて先）福岡市長

維持管理に関する　　　住所

地位を継承された者　　氏名

“「ディスポーザ排水システム」の取扱いに関する要領”に基づき、

区　　　　　　　丁目　　　番　　　号

（建設名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置された、 基準（案）に適合する評価　を受けた

の譲渡等を受け下記の遵守事項について、維持管理に関する地位を承継しました。

記

遵守事項

１. 当該機器について、市長が確認した計画に基づき、維持管理を適切に行うこと。

２. 当該機器の維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を

締結すること。

３. 維持管理体制に変更が生じる時は、事前に書面で提出すること。

４. 当該機器の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する

記録等維持管理に関する資料を３年間保存すること。

５. 水資源が有限であることの認識に立ち、常に水の有効利用及び節水につとめること。

６. 市長が当該機器について基準等を新たに設け、或いは変更した時はこれに従うこと。

７. 当該機器を既存のまま第三者に譲渡等を行う場合は、誓約事項を承継し、維持管理に関する地位承継を受けた者に「維持管理に関する地位承継確認書」、「使用にあたっての遵守事項承諾書」を提出させること。

８. 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

９. 処理できないごみ（金属、プラスチック、ビニール類、薬品類、たばこ、油脂類等、食品以外のもの）を当該機器等で処理しないこと。

１０. 当該機器の定期点検を年１回以上実施し、市長から定期点検結果に関する資料の

提出を求められた時は、速やかに提出すること。また、排水処理装置からの排水が

継続して基準（案）に適合する水質を維持できるよう適切な措置を行うこと。

※　維持管理に関する地位継承を受けた者が管理組合等であるときは、氏名欄に管理組合等名称、代表者氏名を記入し、別に役員名簿を添付すること。

「申請者用」

(集合住宅用)

　　年　　月　　日

維持管理業務委託契約　確約書　(例)

あて先）福岡市長

申請者　住所

　　 　　 氏名

　排水設備新設にあたり、　基準(案)に適合する評価　　を受けた

を　　　　　区　　　　　　丁目　　　　　番　　　　　号

（建物名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

に設置いたしますが、下記の理由により排水設備計画確認申請書提出時までに維持管理業務委託契約を締結することができませんでした。

　そこで、維持管理業務委託契約は建物完成後使用開始までには行うものとし、契約締結後は速やかに「維持管理業務委託契約書」の写しを市へ提出することを確約いたします。

記

　理由記入欄